

# 平野区地域自立支援協議会

平成26年10月24日(金)、15:30～

平野区役所 5F 区長応接室

# 議 題

- 部会関連
  1. 部会名称等について
  2. 報告（3部会部会長挨拶、活動報告）
  
- 設置要綱について
  1. 会員についての規定
  2. 個別会議からどう協議会で検討課題として  
テーブルに乗せるかというシステムの検討
  3. 事務局、運営委員、執行部の仕事の分業
  
- その他（HPについて）

# 部会関連

## 部会名称等について

部会名称	自主活動グループ名称
日中活動部会	平野区通所事業所連絡会
相談事業部会	平野区障害者相談事業連絡会
研修部会	平野区障害者福祉勉強会

- \* 自主活動グループの名称については、従来からの参加者の開放性や流動性を確保するために存続。
- \* 平野区障害者福祉勉強会のHPについては存続。
- \* 部会の運営方式は各部会の裁量を尊重。

# 部会関連

## 報告

部会	部会長事業所
日中活動部会	就労継続B型事業所 くくるワークス
相談事業部会	相談支援事業所 永寿の里かけはし
研修部会	居宅介護事業所 さんぽみち

# 設置要綱について

## ・今後の運営方法について 前回(7/24)の内容

- なんでもいいから何かを決めよう！
- ぼやっとした組織ではやりにくい。
- 「設置要綱を見直す」ということやればいいのでは．．．。

# 設置要綱について

- ・協議会設置要綱の見直しについて

メールアドレスを事務局に連絡

8月中に意見集約

9月中に事務局会議

10月の協議会で意見交換

# 平野区地域自立支援協議会(現行)

## 会員

障がい福祉サービス事業所、障がい児者関係団体、障がい児者支援に関わる各機関等及び、全体会議において承認を得たものによって構成される。  
(役員)会長1名、副会長2名を置き、会員の互選により選出する。

## 全体会議

会員全員で構成  
本会の決定はすべて、全体会議の出席者の過半数の賛成による議決を必要とする。

## 運営会議

全体会議で承認された会員  
全体会議に先立って、必要な案件について検討を行う。

## 部会

部会長

## 事務局

平野区保健福祉センター保健福祉課を中心に構成し、同センター保健福祉課に置く。

平野区障がい者相談支援センター  
事務局と協力して本会の運営に参画する。

# 平野区地域自立支援協議会

## 会員

障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関と行政の担当部署

## 全体会議

障害福祉サービス事業所、障害児者団体および各支援機関の代表者及び運営委員と事務局、各部会の代表者と行政の担当部署、その他関係者等で構成  
(役員)

会長・副会長・会計・書記：運営委員の執行委員が兼務

議長：運営委員会会長が予めこれを指名する

## 運営委員会

会員からの有志で構成  
(運営委員)

- ①事務局
- ②委託相談支援事業者
- ③障害福祉サービス事業所
- ④障害者又は障害者団体関係者のうち、社会福祉士・精神保健福祉士等のソーシャルワーカー資格を持つもの及び、障害者ケアマネジメントに関する知識と経験を有するもの。
- ⑤地域福祉推進機関及び各種関係機関
- ⑥障害をもつ当事者及び当事者団体
- ⑦保健・医療関係者
- ⑧上記以外で障害福祉に関わる者

(執行委員)  
会長・副会長・会計・書記・議長

## 専門部会

個別の事案を検討する場として、各々の事業領域について専門部会を置くことができる。

## 事務局

平野区保健福祉センター(地域保健福祉課)に置く。  
構成員は、平野区保健福祉センター(地域保健福祉課)、平野区障がい者相談支援センター、平野区社会福祉協議会、平野区内相談支援事業所及び平野区内障害福祉サービス事業所からそれぞれ1名以上ずつ選出され最大6名で協議会事務を行う。

# 平野区地域自立支援協議会(案2)

## 委員

次の委員及び行政機関

- (1) 障がい当事者(団体)
- (2) 障がい者相談支援事業者
- (3) 障がい福祉サービス事業者
- (4) 障がい者雇用企業
- (5) 公共職業安定所
- (6) 就業・生活支援センター
- (7) 区社会福祉協議会
- (8) 身体障がい者・知的障がい者相談員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、障がい者支援に関する知識・経験を有するもの  
(議長)

議長は委員のうちから互選により選出する。

## 事務局

平野区保健福祉センター保健福祉課を中心に構成し、同センター保健福祉課に置く。

## 部会

専門の事項について調査研究、検討等を行う必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

# 現行

会員

全体  
会議

部会

運営  
会議

事務局

平野区障がい者相談支援センター

# 案1

会員

全体  
会議

運営  
委員会

専門  
部会

事務局

# 案2

委員

事務局

部会

# 設置要綱について

- 9/24事務局会議：事務局メンバー
- 10/14意見交換

目標：平成27年4月1日施行

# 設置要綱について

1. 会員についての規定
2. 個別会議からどう協議会で検討課題としてテーブルに乗せるかというシステムの検討
3. 事務局、運営委員、執行部の仕事の分業

# 設置要綱について

## 新設置要綱の施行まで

- 本会を準備会として位置づける。
- 事務局に企画立案、意見集約、議事進行等の機能を持たせ、執行部として位置づける。

# その他(HPについて)

- ・目標：平成27年4月公開
- ・コンテンツ：トップページ(ホームページ閲覧の動機付けに月々の表紙を募集)

更新情報

活動内容(案内、資料、議事録)

活動予定(案内)

設置要綱(新設置要綱)

組織図

参加者

個人情報取り扱い

お問合せ

著作権について

- ・内容確認：公開までに執行部にてチェック

# 次回

日 程 平成27年1月22日(木)、15:30

参加者 協議会メンバー、部会長

議 題

- ・部会報告(各部会長)
- ・設置要綱、検討課題システム
- ・HP作成進捗